

魚津市告示第124号

魚津市補助金等交付における市税等完納要件取扱要綱の一部改正について

魚津市補助金等交付における市税等完納要件取扱要綱（平成31年魚津市告示第27号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月22日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前																
<p>第1条 (略) (完納要件を満たす補助金等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する補助金等にあつては、市長は、市税等の完納を条件としないものとする。 (1) - (3) (略) (4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。 (完納の対象)</p> <p>第3条 前条第1項の規定に基づき市税等の完納要件が付された補助金等について市税等の完納が必要となる者(以下「完納対象者」という。)は、次の表に掲げる補助金等の交付を受ける者(以下「補助対象者」という。)の区分に応じ、同表右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" data-bbox="170 719 1115 879"> <thead> <tr> <th>補助対象者の区分</th> <th>完納対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td><u>当該個人の属する世帯を構成する全ての者</u></td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>当該法人</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>当該団体又は当該団体の代表者</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 同表中、世帯とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく世帯をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、補助金等の性質によっては、同項に規定する完納対象者を別に定めることができる。この場合においては、規則第21条に規定する当該補助金等の交付に関する事務の実施細目(以下「実施細目」という。)を定める際にあらかじめ規定するものとする。</u></p> <p>第4条 (略) (完納の確認方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項第2号の方法は、完納対象者に係る市税等の完納状況を照会することに対し、<u>完納対象者</u>から別記様式の例による書面での同意を得た場合に限る</p>	補助対象者の区分	完納対象者	個人	<u>当該個人の属する世帯を構成する全ての者</u>	法人	当該法人	団体	当該団体又は当該団体の代表者	<p>第1条 (略) (完納要件を満たす補助金等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する補助金等にあつては、市長は、市税等の完納を条件としないものとする。 (1) - (3) (略) (4) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。 (完納の対象)</p> <p>第3条 前条第1項の規定に基づき市税等の完納要件が付された補助金等について市税等の完納が必要となる者(以下「完納対象者」という。)は、次の表に掲げる補助金等の交付を受ける者(以下「補助対象者」という。)の区分に応じ、同表右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" data-bbox="1180 719 2112 879"> <thead> <tr> <th>補助対象者の区分</th> <th>完納対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td><u>当該個人及び当該個人と同一世帯に属する者</u></td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>当該法人</td> </tr> <tr> <td>団体</td> <td>当該団体又は当該団体の代表者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略) (完納の確認方法)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項第2号の方法は、完納対象者に係る市税等の完納状況を照会することに対し、<u>補助対象者</u>から別記様式の例による書面による同意を得た場合に限る</p>	補助対象者の区分	完納対象者	個人	<u>当該個人及び当該個人と同一世帯に属する者</u>	法人	当該法人	団体	当該団体又は当該団体の代表者
補助対象者の区分	完納対象者																
個人	<u>当該個人の属する世帯を構成する全ての者</u>																
法人	当該法人																
団体	当該団体又は当該団体の代表者																
補助対象者の区分	完納対象者																
個人	<u>当該個人及び当該個人と同一世帯に属する者</u>																
法人	当該法人																
団体	当該団体又は当該団体の代表者																

改正後	改正前
<p>ものとする。</p> <p>3 市長は、市税等の完納を条件とする<u>実施細目</u>を定める際には、第1項各号のいずれにより市税等の完納状況を確認するかについても規定するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この告示の公表の日において、第2条第1項の規定によれば市税等の完納を条件とする補助金等に該当する実施細目において第5条第3項の確認方法の規定がないものにあつては、第5条第1項第2号の方法により確認を行うものとみなす。この場合において、当該実施細目に係る補助金等の<u>交付事業担当課長</u>は、速やかに当該実施細目を整備するものとする。</p> <p>別記様式（第5条関係） 【別記】</p>	<p>るものとする。</p> <p>3 市長は、市税等の完納を条件とする<u>補助金等の交付に関する事務の実施細目</u>（規則第21条の実施細目をいう。以下同じ。）を定める際には、第1項各号のいずれにより市税等の完納状況を確認するかについても規定するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この告示の公表の日において、第2条第1項の規定によれば市税等の完納を条件とする補助金等に該当する<u>補助金等の交付に関する事務の実施細目</u>において第5条第3項の確認方法の規定がないものにあつては、第5条第1項第2号の方法により確認を行うものとみなす。この場合において、当該実施細目に係る補助金等の<u>交付事業担当課</u>は、速やかに当該実施細目を整備するものとする。</p> <p>別記様式（第5条関係） 【別記】</p>

別記様式（第5条関係）

同意書・照会文書例

第 号  
年 月 日

税務課長 宛

〇〇課長  
(公印省略)

(補助事業名)補助金交付にかかる市税等納付状況の確認について(照会)

(補助事業名)交付にあたり必要なため、下記の者について市税等の納付状況について回答願います。

【事務担当】

課 〇〇(内線 )

## 同意書

年度魚津市 補助金の交付を受けたいので、補助要件を満たしているかを審査するため、市税等の納付状況について確認することに同意します。

年 月 日

(完納対象者)

氏名	生年月日
住所	

※別紙同意書の添付でも可とする。

税務課回答欄

確認年月日	滞納の有無	確認担当者
以上証明します。		
	税務課長	印

別記様式（第5条関係）

同意書・照会文書例

第 号  
年 月 日税務課長 あて〇〇課長  
(公印省略)

(補助事業名)補助金交付にかかる市税等納付状況の確認について(照会)

(補助事業名)交付にあたり必要なため、下記の者及びその世帯員について市税等の納付状況について回答願います。

【事務担当】

課

〇〇(内線 )

## 同 意 書

年度魚津市 補助金の交付を受けたいので、補助要件を満たしているかの確認のため、私及び世帯員の市税等の納付状況について確認することに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

税務課回答欄

確認年月日	滞納の有無	確認担当者
以上証明します。		
	税務課長	印

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。